

市内循環バス

道路運送法第4条運行の実施について

(株)和光輸送の運行路線

令和8年9月18日
和光市 公共交通政策室

本日の検討事項

- 道路運送法第4条許可申請について
- 移動円滑化基準の適用除外申請について

1. 道路運送法第4条許可申請について

■（株）和光輸送による運行の経緯

○令和6年1月4日～ 道路運送法に基づく実証運行（21条許可）開始

- ・交通空白不便地域など、日常における生活支援交通として運行
- ・道路が狭くバス車両では走行できない区間は小型ワゴン車を運行

○実証運行（21条許可）は、最長3年間まで継続可能【道路運送法】

→ 実証運行の期限： ～令和9年1月3日まで

■運行概要

○運行路線 白子・吹上コース（1日10便）

坂下・新倉コース（1日12便）・・・小型ワゴン車

○運行日 年末年始を除く毎日（運休日：12/29～1/3）

坂下・新倉 コース (株和光輸送)

赤池コース (東武バスウエスト)

白子・吹上 コース (株和光輸送)

常用
車両



予備
車両



常用
車両



予備
車両



越後山コース (東武バスウエスト)

向山・牛房コース (東武バスウエスト)

乗合旅客の運送許可の違い（21条と4条）

道路運送法 第4条（一般旅客自動車運送事業の許可）

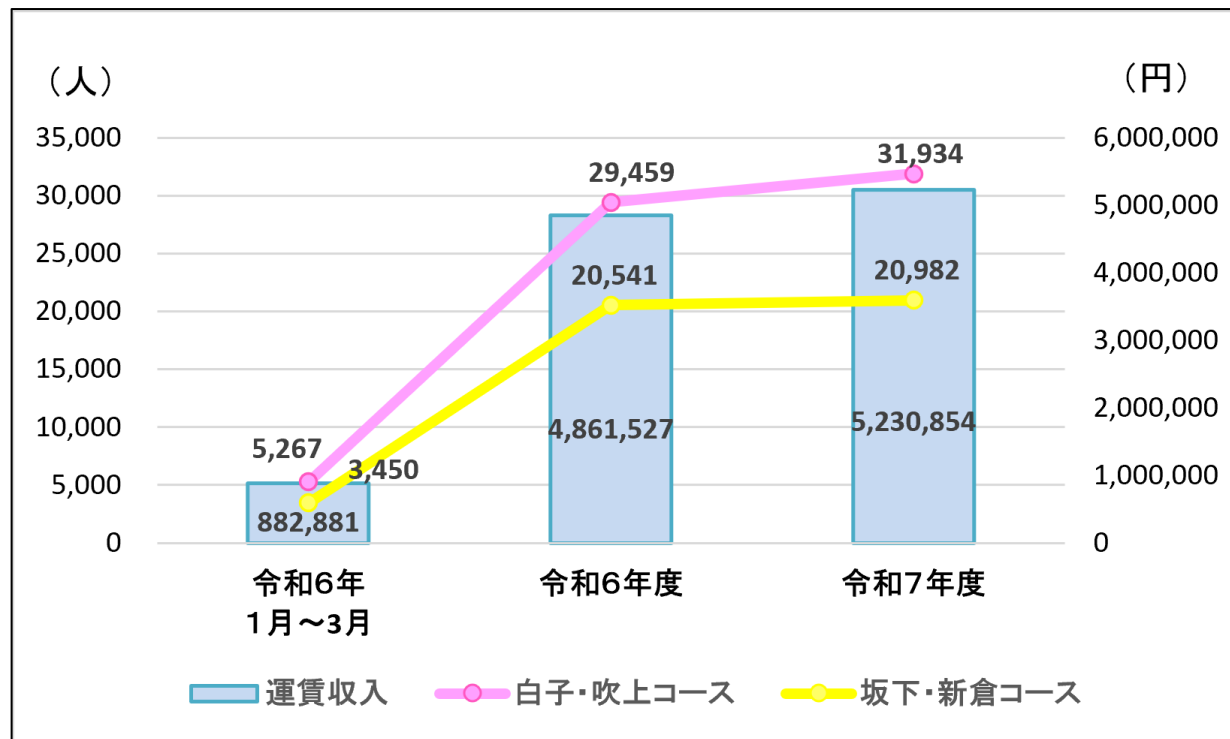
一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、
国土交通大臣の許可を受けなければならない。

	21条許可（実証運行）	4条許可（運送事業）
期間	原則1年以下（※最長3年間）	継続的・恒常的な運行
対象	<ul style="list-style-type: none">・ 災害や緊急時の運行・ 一時的な需要のために地域と期間を限定する運行	<ul style="list-style-type: none">・ 一般旅客自動車運送事業による運行

道路運送法第4条へ移行

（株）和光輸送の市内循環バス運行実績

市内循環バスの利用者数及び運賃収入の推移
（令和6年1月～令和7年度）



実証運行開始時から利用者数及び運賃収入は
増加傾向にある

4条許可の申請理由

- 当該コースは、利用者や運行収入が増加していることから市民に定着しており、また、これまで事故等もなく安全・安定的な運行が継続できている。
こうした実績を踏まえ、現行の路線、ダイヤ、車両で道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業へ移行する。
- 運賃については、現行制度にて継続することを運賃協議会で諮る。

2. 移動円滑化基準の適用除外申請について

◎ 移動円滑化基準適用除外とは

※4条許可申請に必須

高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）では、**車両の新規導入の際には公共交通移動等円滑化基準（以下「移動円滑化基準」という。）に適合した車両の導入を義務付けている。**

しかし、道路や地形上の問題等により、移動円滑化基準を満たすことが困難である場合、運輸局に申請し認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となる。

移動円滑化基準

省令	内容（法規定）	
第37条 第2項第2条	乗降口スロープ板の設置	乗降口のうち、スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。
第39条	車いすスペースの設置	乗合バス車両には、基準に適合する車椅子スペースを設けなければならない。
第40条 第1項	通路の幅	第37条第2項の基準に適合する乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅には、80cm以上でなければならない。
第40条 第2項	手すりの設置	通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けなければならない。
第41条 第1項	音声等による運行情報提供設備	乗合バス車両には、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。
第41条 第2項	車外用放送設備の設置	乗合バス車両には、車外用放送設備を設けなければならない。

運行に使用している車両

	【白子・吹上コース】 常用車両	【白子・吹上コース】 予備車両	【坂下・新倉コース】 常用車両	【坂下・新倉コース】 予備車両
車両名称	日野 ポンチョ	リエッセ マイクロバス	トヨタ ハイエース	トヨタ ハイエース
定員	36名	26名	11名	10名
乗降口 スロープ	○	○	○	○
車いす スペース	○	×	×	×
通路幅・ 手すり	○	○	○	○
運行情報 提供装備	○	○	○	○

適用除外申請が必要な車両

移動円滑化基準適用除外申請理由

【白子・吹上コース】

- 常用車両は、「車いすスペースの設置」を含めバリアフリー対応を行っている
- 予備車両は、常用車両が車検等により運行できない場合に一時的に利用するもの
 - ➔ 現時点で、移動円滑化基準を全て満たす必要なし
（車両更新のタイミングで対応予定）
- 他事業等での移動支援策と連携する（福祉タクシー利用券等）

移動円滑化基準適用除外申請理由

【坂下・新倉コース】

- ・ 道路が狭いため、小型ワゴン車で運行。
 - ・ 現状で満席が常態化。満席時は運行事業者による増便対応をしているが待機時間が発生
- ➡ 車いすスペースは、乗車定員が減少
（11席→9席）するため設置困難

＜坂下・新倉コース増便回数＞

令和6年1月～3月	10回
令和7年	30回
令和8年(※7月時点)	29回

- ・ 車いす利用者が乗車する場合は、車いすを畳んで乗車するものとし、乗務員が乗車の手助けをしている（過去1回）
- ・ 他事業等での移動支援施策と連携する（福祉タクシー利用券等）

＜狭隘道路における主な運行箇所＞



【新倉高齢者福祉センター入口
～ 和光市立北原小学校入口】

移動円滑化基準適用除外申請理由 （まとめ）

和光市内循環バス「わこば」（白子・吹上コース及び坂下・新倉コース）の一般乗合旅客自動車運送事業については、交通空白不便地域を含む居住地から周辺の市内拠点等への生活交通として運行している。

当該路線のうち白子・吹上コースの予備車両は、常用車両が車検等により運行不能となった際に一時的に代替運用するものであるため、車いすスペースを設置しないことによる影響は少ない。

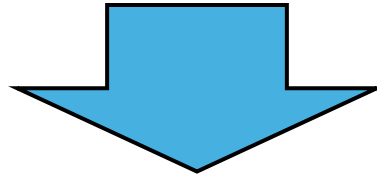
坂下・新倉コースは、道路が狭いため、小型ワゴン車で運行しているが、現状で満席が常態化している。このため車いすスペースは、乗車定員が減少（11席→9席）することになるため設置困難である。

他事業における移動支援の現状も踏まえ、白子・吹上コースの予備車両及び坂下・新倉コースの小型ワゴン車両に関し、狭隘道路における運行の安全性及び乗車定員の確保等を図るため、移動円滑化基準第43条に基づく適用除外認定を申請するものである。

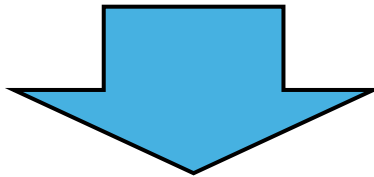
今後のスケジュール案

和光市地域公共交通会議における承認（本日の会議）

和光市運賃協議会（本日の会議後）



関東運輸局申請（令和8年9月下旬）



道路運送法第4条に基づく運行の開始（令和9年1月）